

よくある質問



～東員町農業生産者支援対策事業～

R4.5.20時点

Q

転入してきたのですが、対象になりますか。

A

8月1日以前に転入された方は対象です。
8月2日以降に転入された方は対象外です。

Q

基準日は令和4年8月1日ですが、8月2日以降に出生した子は対象となりますか。

A

令和4年8月2日から令和5年4月1日までに出生した子は、出生日時時点で町に住所を有していれば対象となります。

Q

お米は役場に取りに行く必要がありますか。

A

各ご家庭に配送するため、取りに来て頂く必要はありません。委託契約先の事業者が配送します。事業者は、8月下旬に決定する予定です。

Q

配送の日時は事前に分かりますか。

A

具体的な日時は分かりませんが、事業者が作成する配送の計画をもとにお送りするため、概ねの日程をお伝えできます。

Q

お米を受け取るのに費用はかかりますか。

A

お米や配送にかかる費用は一切かかりません。

Q

辞退したいときはどうしたらいいでしょうか。

A

8月下旬にお送りする案内文書に辞退の届出書を同封しますので、産業課までご提出ください。

Q

子どもが2人いますが、別々に届きますか。

A

ご住所が同じであれば、同時に配送します。

Q

子どもが2人いますが、1人分のみ辞退したいです。

A

辞退したいお子様の分のみ、辞退の届出書を産業課までご提出ください。